

銚田市長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長の交際費支出に係る情報の公表に関し、透明性を高め、市民にわかりやすく明示するために、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 市長交際費（以下「交際費」という。）は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、銚田市個人情報保護条例（平成17年銚田市条例第3号）に基づき公表するものとし、個人に関する情報保護の観点から病気見舞い等の支出先である個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日（15日が市の休日となる場合はその翌日）まで行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表の方法は、その内容を別記様式により市のホームページに掲載する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。